

奈良県道路橋定期点検要領（案）

令和6年9月

奈良県 県土マネジメント部 道路マネジメント課

目 次

本要領（案）の位置づけ.....	1
本要領（案）の策定経緯.....	2
1. 適用の範囲.....	3
2. 定期点検の目的.....	3
3. 定期点検の頻度.....	4
4. 定期点検の体制.....	4
5. 状態の把握.....	5
6. 性能の推定.....	7
6. 1 各損傷が部材の性能に及ぼす影響の推定（損傷の影響度評価）.....	8
6. 2 性能の推定.....	8
7. 健全性の診断.....	10
7. 1 部材別の健全性の診断.....	10
7. 2 道路橋の健全性の診断.....	11
8. 記録.....	13
8. 1 本要領(案)で規定する様式.....	14
8. 1. 1 点検履歴入力シート.....	18
8. 1. 2 定期点検入力シート.....	19
8. 1. 3 部材番号図.....	20
8. 1. 4 損傷図.....	20
8. 1. 5 損傷写真帳.....	21
8. 1. 6 様式4.....	22
8. 2 技術的助言が規定する様式.....	22
9. 新技術の活用.....	23

付 録

- 付録1 点検結果の記録様式
- 付録2 損傷程度の評価区分
- 付録3 特に注意が必要な損傷
- 付録4 定期点検対象施設への橋梁 ID の付与要領

本要領（案）の位置づけ

「奈良県道路橋定期点検要領（案）」（以下、「本要領（案）」という。）は、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う定期点検の実施に関して、奈良県が管理する道路橋の定期点検において実施する事項を示したものである。

本要領（案）の策定にあたっては、「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）令和6年3月国土交通省 道路局」（以下、「技術的助言」という。）、「橋梁定期点検要領 令和6年7月国土交通省 道路局 国道・技術課」（以下、「直轄要領」という。）、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）平成19年4月国土交通省 国土技術政策総合研究所」（以下、「基礎データ収集要領（国総研版）」という。）を参考としており、本要領（案）の活用にあたっては、これらの資料も適宜参照されたい。

本要領（案）の策定経緯

平成 22 年 3 月 道路橋に関する基礎データ収集要領（案）（奈良県版）奈良県土木部道路管理課
（以下、基礎データ収集要領（奈良県版）という。）

道路橋の健全度の把握に最低限必要と考えられる基礎的情報を得るための手法としてとりまとめられた「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）平成 19 年 4 月 国土交通省 国土技術政策総合研究所」を全面的に踏襲しつつ、一部の損傷に対する損傷評価基準の見直しを行い、奈良県が策定する長寿命化修繕計画に資する基礎データを精度よく得るために策定。

平成 27 年 3 月 奈良県道路橋定期点検要領（案）奈良県県土マネジメント部道路管理課

「道路法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年国土交通省令第 39 号）」及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成 26 年国土交通省告示第 426 号）（以下、「告示」という。）が平成 26 年 3 月 31 日に交付、同年 7 月 1 日より施行され、道路橋の点検は近接目視により 5 年に 1 回の頻度を基本とし、その健全性については 4 段階に区分することになった。これを踏まえ、地方公共団体における円滑な点検の実施のための技術的助言として策定された「道路橋定期点検要領 平成 26 年 6 月 国土交通省 道路局」の内容を反映させるため改定。

令和 2 年 3 月 奈良県道路橋定期点検要領（案）奈良県県土マネジメント部道路管理課

上記省令に基づく定期点検で得られた知見や新技術の活用方法を追加し改定された「道路橋定期点検要領 平成 31 年 2 月 国土交通省 道路局」の内容を反映させるため改定。

令和 6 年 9 月 奈良県道路橋定期点検要領（案）奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課

定期点検の質の向上や合理化・効率化を目的に、診断（性能の推定）の記録方法の変更、点検項目・記録の合理化、点検データの記号化・標準化を図るため改定された「道路橋定期点検要領 令和 6 年 3 月 国土交通省 道路局」の内容を反映させるため改定。

1. 適用の範囲

本要領（案）は、奈良県が管理する道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路における橋長 2.0m 以上の橋、高架の道路等（以下、「道路橋」という。）の定期点検に適用する。なお、本要領（案）は、県内市町村が管理する道路橋の定期点検にも適用することができる。

また、トラス・アーチ等の特殊な形式の道路橋については、本要領（案）を参考に、それぞれの橋梁形式に応じて調査方法等の詳細を決定する必要がある。

2. 定期点検の目的

定期点検は、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行う。定期点検の標準的なフローを図 2. 1 に示す。

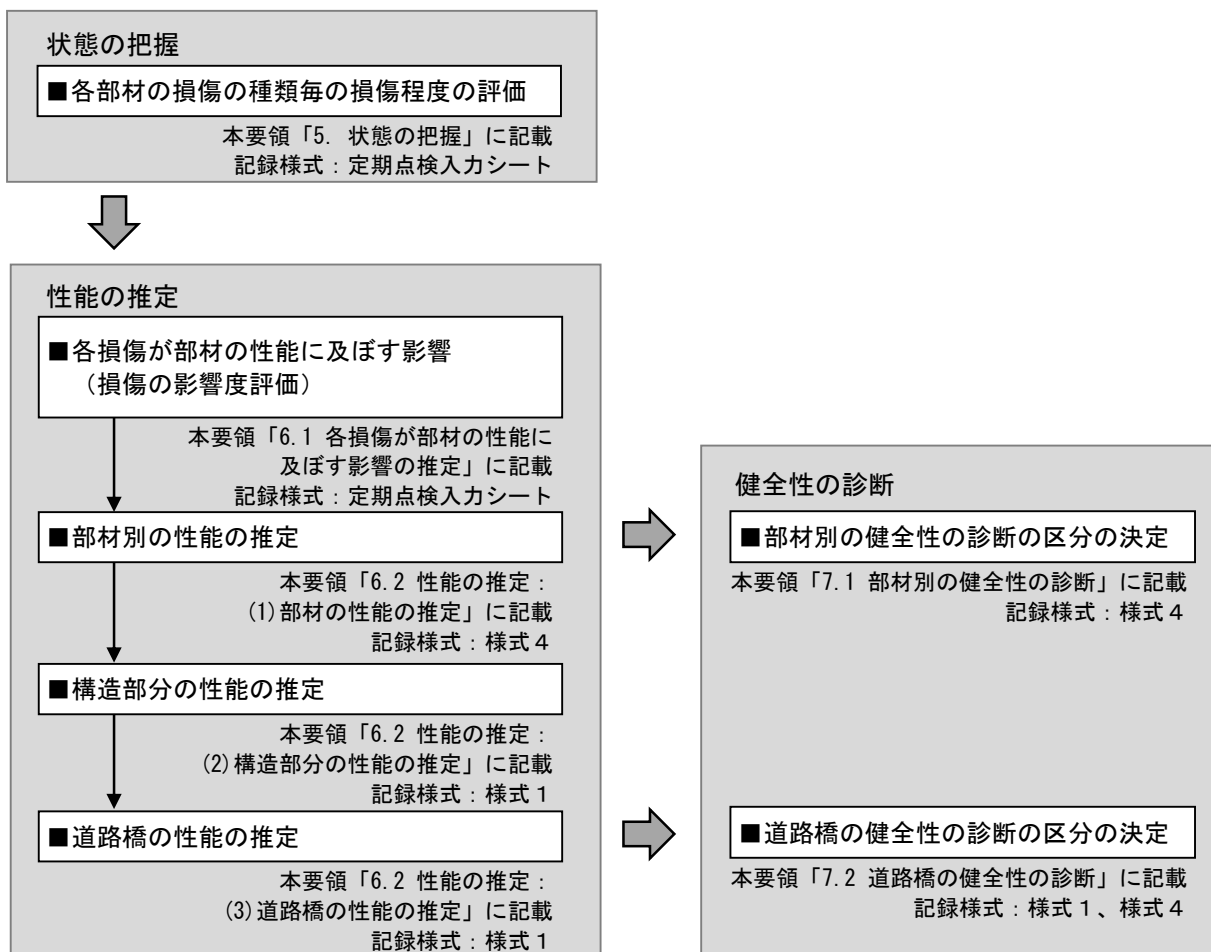


図 2. 1 定期点検の標準的なフロー

3. 定期点検の頻度

定期点検は、供用開始後2年以内に初回を行い、2回目以降は、5年に1回の頻度で行うことを基本とする。なお、5年より短い間隔で行うことを妨げるものではない。

また、道路橋の機能を良好に保つため、定期点検に加え、日常的な対象の状態の把握や、事故や災害等による変状の把握等については、5年毎に行う定期点検の内容によらず、適宜適切に実施することが望ましい。

4. 定期点検の体制

定期点検は、健全性の診断の区分を適切に行うために必要な知識と技能を有する者が行う。当面は、以下のいずれかの要件に該当することとする。

- ・道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること。
- ・道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること。
- ・道路橋の点検に関する相当の技術と実務経験を有すること。

なお、本要領（案）に準じて行われる状態の把握や健全性の診断等については、必要な知識と技能を有する者が近接目視を基本として得られる情報を元に、概略評価できる程度を最低限としており、構造解析を行ったり、精緻な測量、あるいは高度な検査技術による状態等の厳密な把握を行ったりすることを求めているものではない。

5. 状態の把握

定期点検では、健全性の診断の区分の決定を適切に行うために必要と考えられる道路橋の点検時点での状態に関する情報を、近接目視、または近接目視による場合と同等の評価が行える他の方法により収集する。

必要に応じて、触診や打音等の非破壊検査を併用して行う。狭隘部、水中部や土中部、部材内部や埋込部、補修補強材料や落下防止ネットで覆われた部材等については、周辺の状態などを確認し、変状が疑われる場合には、試掘や非破壊検査を行う。

状態の把握は、部材等の状態が橋の健全度に及ぼす影響を概略的に把握できるよう、部位、部材に応じて、損傷の種類毎に、損傷程度を評価することで行う。部材の種別と想定される損傷及びその評価区分の例を表5. 1に示す。

なお、部材の単位は「8. 記録」を参照すること。損傷程度の評価にあたっては、「付録2 損傷程度の評価区分」を参考とすること。

表5. 1 部材の種別と想定される損傷及びその評価区分

部材種別		損傷の種類と損傷程度の評価区分					
		鋼		コンクリート		その他	
		種類	区分	種類	区分	種類	区分
上部構造	主桁	腐食	a~e	ひびわれ	a~e		
	横桁	亀裂	a, e	漏水・遊離石灰	a~e		
	縦桁	ボルトの脱落	a, e	剥離・鉄筋露出	a~e		
	床版	破断	a, e	抜け落ち	a, e		
	対傾構 横構			床版ひびわれ PC定着部の異常	a~e a, e		
下部構造	橋台・橋脚			ひびわれ	a~e	沈下・移動・傾斜 洗掘	a, e a, c, e
				漏水・遊離石灰 剥離・鉄筋露出	a~e a~e		
上下部接続部	支承	腐食	a~e			支承の機能障害	a, e
		亀裂	a, e				
		ボルトの脱落	a, e				
		破断	a, e				
		支承の機能障害	a, e				
その他	路面					路面の凹凸	a, e

なお、本要領（案）では、基礎データ収集要領（国総研版）からの流れを踏襲し、対象とする損傷と評価の区分を定めているが、これ以外に直轄要領で規定する評価項目に該当する損傷を確認した場合は、定期点検シート of その他特筆事項欄や損傷図、損傷写真帳に記録する。

また、直轄要領の「参考資料7. 特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」において、溝橋が、

- ・鉄筋コンクリートからなる剛体ボックス構造で、かつ、ボックス構造内に支承や継手がなく、かつ、全面が土に囲われているという構造の特性を有する
- ・第三者がその内空に入る恐れがないとみなせる供用環境を有する

という条件を満足するときに特化して、法令を満足する道路橋の定期点検を行うにあたって参考となる技術情報がまとめられている。

当該資料の適用範囲に該当する溝橋（以下、「特定の溝橋」という。）の、部材の種別と想定される損傷及びその評価区分の例を表5. 2に示す。

表5. 2 部材の種別と想定される損傷及びその評価区分（特定の溝橋）

部材種別			損傷の種類と損傷程度の評価区分			
			コンクリート		その他	
			種類	区分	種類	区分
溝橋（ボックスカルバート）本体	上部構造	頂版	ひびわれ 漏水・遊離石灰 剥離・鉄筋露出 抜け落ち 床版ひびわれ	a～e a～e a～e a, e a～e		
	下部構造	側壁 底版 隔壁 その他	ひびわれ 漏水・遊離石灰 剥離・鉄筋露出	a～e a～e a～e	沈下・移動・傾斜 洗掘	a, e a, c, e
	上下部接続部					
翼壁	翼壁					
その他	その他	周辺地盤 背面盛土			沈下・移動・傾斜 洗掘	a, e a, e
		路上			路面の凹凸	a, e

6. 性能の推定

「5. 状態の把握」における部位、部材に応じた、損傷の種類毎の損傷程度の評価結果を踏まえ、各損傷が部材の性能に及ぼす影響を推定し、これを基に部材別、構造部分及び道路橋全体の性能の推定を行う。

性能の推定は、想定する状況において、各構造部分がどのような状態になる可能性があるのかを推定することにより行う。想定する状況としては、

- ・ 起こりえないとは言えないまでも通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時乗荷などの過大な活荷重状況
- ・ 一般に道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
- ・ 橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等の出水

の状況のうち、立地条件から該当するものを想定することを基本とする。

そして、それらの状況に対して、どのような状態となる可能性があるのかを推定した結果を踏まえ、道路機能を提供する観点から、構造安全性、走行安全性及び第三者被害の恐れなどについて、定期点検時点での見立てとして、何らかの変状が生じる可能性は低いといえるのか（A）、致命的な状態となる可能性が高いと言えるのか（C）、あるいはそのいずれでもないのか（B）、について知り得た情報のみから概略的な評価を行う。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある

C：致命的な状態となる可能性がある

ここでいう致命的な状態とは、安全な通行が確保できず通行止めや大幅な荷重制限が必要となるような状態であり、例えば、落橋には至らないまでも、支点部で支承や主桁に深刻な変状が生じて通行不能とせざるを得ないような状態、あるいは下部構造の破壊や不安定化などによって上部構造を安全に支持できていない状態なども考えられる。また、橋の構造安全性の観点からの状態以外にも、大きな段差や路面陥没の発生によって通行困難となるなどの走行性の観点からの状態も含まれる。

6. 1 各損傷が部材の性能に及ぼす影響の推定（損傷の影響度評価）

「5. 状態の把握」で整理、評価した各損傷に対して、その損傷が存在することにより、想定する状況において、各部材がどのような状態となる可能性があるのかを概略的に評価（損傷の影響度評価）し、以下の区分に分類する。

- A' : 損傷の影響で部材に何らかの変状が生じる可能性は低い
- B' : 損傷の影響で部材が致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
- C' : 損傷の影響で部材が致命的な状態となる可能性がある

損傷の影響度評価の結果は、部材番号単位で記録する。同一部材番号に複数の損傷がある場合は、当該部材番号上の全ての損傷に対して影響度評価を行い、それらの結果を総合的に勘案し、全ての損傷が当該部材番号に与える影響度を評価する。

6. 2 性能の推定

性能の推定は、想定する状況において、どのような状態となる可能性があるのかを概略的に評価し、以下の区分に分類する。

- A : 何らかの変状が生じる可能性は低い
- B : 致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
- C : 致命的な状態となる可能性がある

道路橋は機能や役割の異なる多くの部材が複雑に組み合わせられた構造体であり、部材の変状や機能障害が道路橋全体の性能に及ぼす影響は、橋梁形式等によって大きく異なる。一方で、道路橋はその構造特性から、「橋、高架の道路等の技術基準（道路橋示方書 H29年）」に規定されるように、一般には、構造系としてそれぞれ主たる役割が異なる「上部構造」、「下部構造」、「上下部接続部」という構造部分からなるものと捉えることができる。上部構造、下部構造、上下部接続部の区別は、道路橋が一般的には、その構造形式等によらず、以下のような役割を果たす構造部分が組み合わせられたものと捉えることができる。

上部構造：道路そのものとして自動車等の通行荷重を載荷させる部分を提供する役割

下部構造：上部構造を支える役割を持つ上下部接続部を適切な位置に提供する役割

上下部接続部：上部構造の支点となりその影響を下部構造に伝達する役割

また、これまでは部材単位で措置の必要性が診断されており、機能や耐久性を回復するための措置は部材単位で行われていることが多い。点検の時点で、部材の変状や機能障害の範囲をある程度把握できる情報を取得し、記録することが維持管理上も合理的である。

以上のことから、性能の推定は、部材別、構造部分及び道路橋全体に対して行うこととする。

(1) 部材別の性能の推定

部材別の性能の推定は、少なくとも表6.1に示す単位で行う。「6.1 各損傷が部材の性能に及ぼす影響の推定（損傷の影響度評価）」の結果を踏まえ、部材別の性能の推定を行う。

表6.1 部材別の性能の推定の単位の標準

上部構造			下部構造	上下部接続部	その他
主桁	横桁	床版			

(2) 構造部分の性能の推定

構造部分の性能の推定は、少なくとも表6.2に示す単位で行う。「(1) 部材別の性能の推定」の結果を踏まえ、構造部分の性能の推定を行う。

表6.2 構造部分の性能の推定の単位の標準

上部構造	下部構造	上下部接続部	その他
------	------	--------	-----

(3) 道路橋の性能の推定

「(2) 構造部分の性能の推定」の結果を踏まえ、道路橋の性能の推定を行う。

7. 健全性の診断

「5. 状態の把握」における部位、部材に応じた損傷の種類毎の損傷程度の評価結果や、「6. 性能の推定」における部材別、構造部分、道路橋全体の性能の推定結果を踏まえ、健全性の診断の区分を決定する。

健全性の診断にあたっては、予防保全の有効性の観点で特に注意が必要な、疲労、塩害、アルカリ骨材反応、防食機能の低下、洗掘等の該当の有無やこれらに関連する過去の補修補強等の経緯に注意する。

7. 1 部材別の健全性の診断

部材別の健全性の診断区分の決定は法令では求められていないが、上述のとおり、点検の時点で、部材の変状や機能障害の範囲をある程度把握できる情報を取得し、記録するのが維持管理上も合理的であることなどから、部材単位での措置の必要性について記録を残すこととした。

(1) 健全性の診断の区分

部材別の健全性の診断は、表7. 1の区分により行う。

表7. 1 部材別の健全性の診断の区分

区分		定義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

健全性の診断の区分のⅠ～Ⅳに分類する場合の措置の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- Ⅰ：次回定期点検までの間、予定される維持行為等は必要であるが、特段の監視や対策を行う必要の無いよう状態をいう
- Ⅱ：次回定期点検までに、長寿命化を行うにあたって時宜を得た修繕等の対策を行うことが望ましい状態をいう
- Ⅲ：次回定期点検までに、橋の構造安全性の確保や第三者被害の防止のための措置等を行う必要がある状態をいう
- Ⅳ：緊急に対策を行う必要がある状態をいう

また、点検時点でうき・剥離や腐食片・塗膜片等があった場合は、道路利用者及び第三者被害予防の観点から応急的に措置を実施した上で上記Ⅰ～Ⅳの判定を行うこととする。

別途調査を行わなければ、Ⅰ～Ⅳの判定が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに追加の調査を行い、その結果を踏まえてⅠ～Ⅳの判定を行う。

(2) 健全性の診断の単位

部材別の健全性の診断は、少なくとも表7. 2に示す単位で行う。

表7. 2 部材別の健全性の診断の単位の標準

上部構造			下部構造	上下部接続部	その他
主桁	横桁	床版			

7. 2 道路橋の健全性の診断

道路橋の健全性の診断は、表7. 3の区分により行う。

告示に定める区分で健全性の診断の区分を決定し、そのうち「Ⅱ」と区分された道路橋については、本要領（案）が定める区分で細分する。

表7. 3 健全性の診断の区分

告示に定める区分		本要領（案） に定める区分	定義
Ⅰ	健全	Ⅰ	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全 段階	Ⅱb	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
		Ⅱa	道路橋の機能に支障が生じていないが、次回点検時まで支障が生じる可能性があり、比較的早期に予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置 段階	Ⅲ	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置 段階	Ⅳ	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

道路橋の健全性の診断は、道路橋単位で総合的な評価を付けるものであり、道路橋の管理者が保有する道路橋全体の状況を把握するなどの目的で行うものである。

部材単位の健全性が道路橋全体の健全性に及ぼす影響は、構造特性や架橋環境条件、当該道路橋の重要度等によっても異なるため、「5. 状態の把握」、「6. 性能の推定」の結果を踏まえ、道路橋全体としての性能の推定を行い、道路橋単位で健全性の診断の区分の定義に則って総合的に判断する。

道路橋の健全性の診断が合理的かつ適切な対応となるように、定期点検で得られた情報から推定した道路橋に対する技術的な評価に加えて、当該道路橋の道路ネットワークにおける位置づけや中長期的な維持管理の戦略なども総合的に勘案して、道路管理者としての意思決定としての措置方針を検討する。

本要領（案）では告示に定める区分「Ⅱ」を細分化し、「Ⅱa」、「Ⅱb」の区分を定めている。これは、「Ⅱ」区分のうち損傷の程度が重く次回点検までに機能に支障が生じる可能性がある道路橋を定期点検において抽出することで、予防保全の観点から優先して措置すべき道路橋を明らかにし、事後保全から予防保全への転換を効率的に図ることを目的としたものである。

「Ⅱa」の区分における次回点検までに機能に支障が生じる可能性があるかについては、「4. 定期点検の体制」に定める知識と技能を有する者が、近接目視を基本として得られる情報程度から主観的に判断してよい。

8. 記録

定期点検の結果は、維持・補修等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し、蓄積する。

なお、事故や災害等により道路橋の状態に変化があった場合には、必要に応じて「健全性の診断」を改めて行い、措置及びその後の結果を速やかに記録に反映する。

定期点検における記録様式を以下に示す。当該道路橋が利用されている期間中は、これらの記録を保存する。

■本要領（案）で規定する様式

点検履歴入力シート

定期点検入力シート

部材番号図

損傷図

損傷写真帳

様式 4

■技術的助言が規定する様式

様式 1

様式 2

様式 3

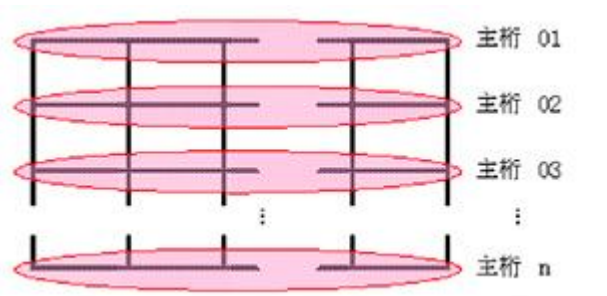
8. 1 本要領(案)で規定する様式

定期点検の結果を、1 径間ごとに下図に従い記録する。径間番号は起点側から、1、2・・・とし、各径間ごとに下記の要領で部材番号を付けて整理する。下記の要領に従って記録することが困難な特殊形式の橋梁の場合には、橋梁の構造に応じて適切に部材区分と部材番号等を設定し、記録する。

① 主桁・縦桁

原則として、1 主桁毎に区分する。床版橋等で 1 主桁毎に区分ができないものについては、全体で主桁 01 として評価する。

1) 鋼鈹桁、コンクリート T 桁等



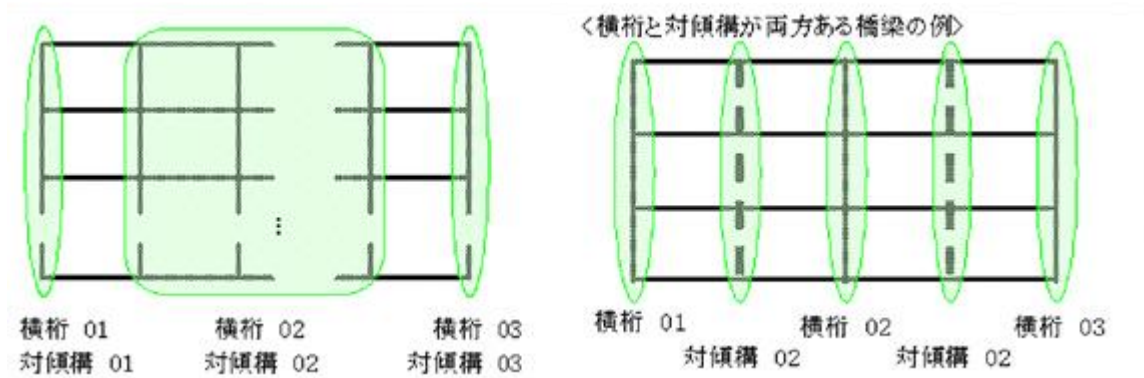
2) 箱桁等



② 横桁・対傾構

端部と中間部に区分する。

横桁と対傾構の両方を有する橋梁については、端部を 01 と 03、中間部を 02 として評価する。箱桁等の場合は、同一ライン上にあるダイヤフラムと横桁は別に評価しなくて良い。

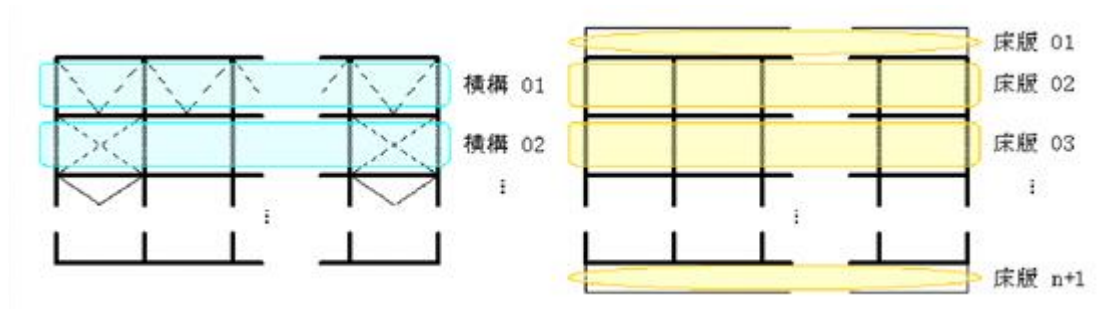


③ 横構・床版

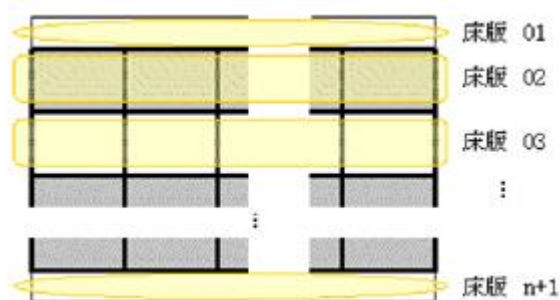
主桁で区切られたラインごとに区分する。

PCT 桁については、原則として間詰め部のみ、RCT 桁については、ハンチ部以外を床版とし、上フランジ、ハンチは主桁として評価する。床版橋等は、張出し床版、間詰め床版についてのみ床版として評価し、その他は主桁として評価する。

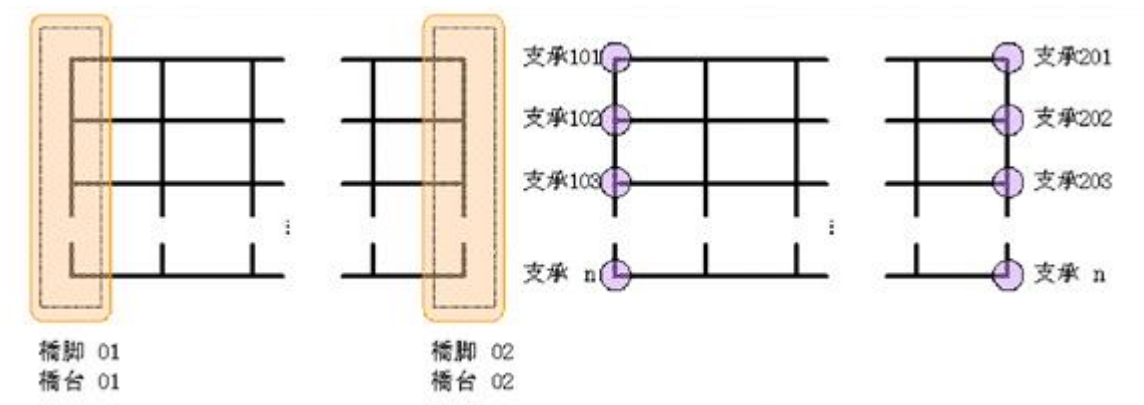
1) 鋼鈹桁、コンクリート T 桁等



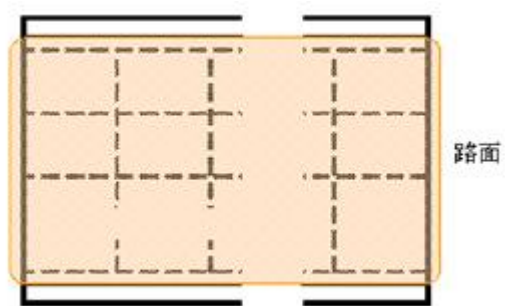
2) 箱桁等



- ④ 下部工（橋脚・橋台）・支承
1基毎に区分する。



- ⑤ 路面
径間1面毎に区分する。



なお、技術的助言では、下図のとおり部材番号例が記載されているが、横桁、床版、支承の部材番号が本要領（案）とは異なる。本要領（案）では、前述のとおり部材番号を設定して調査結果の記録を行うこととし、下図の部材番号例は使用しないことに留意されたい。

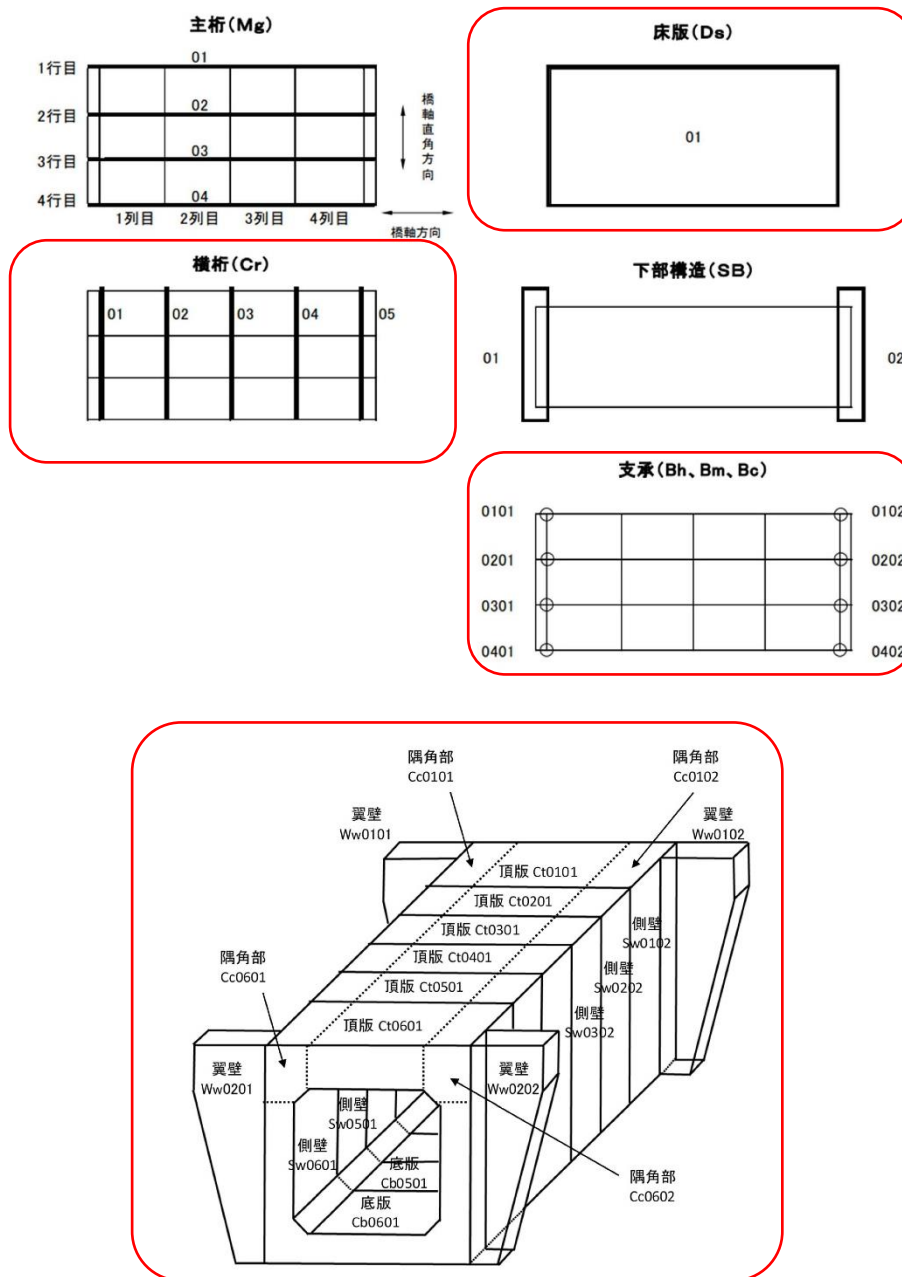


図 8. 1 技術的助言に記載されている部材番号例
 (赤枠は本要領（案）とは部材番号が異なる部材)

8. 1. 1 点検履歴入力シート

点検日や点検結果総括等の点検実施情報を記入する。

記入要領は、下記のとおりとする。

- ・点検日 : 点検年月日を西暦で記入する。
- ・点検種別 : 「定期点検」と記入する。
- ・点検業者名 : 点検業者名を 25 文字以内で記入する。
- ・点検者名 : 点検者名を 25 文字以内で記入する。
- ・代表的な点検手段
: 代表的な点検手段を下記の中から選択し、記入する。
「地上」、「梯子」、「船上」、「足場」、「橋梁点検車」、「リフト車」、「軌陸車」
- ・その他の点検手段
: 複数の点検手段を併用した場合は、代表的な点検手段とともに、その他の点検手段（選択肢は上記と同様）を記入する。
- ・使用範囲 : 各点検手段の使用範囲を 100 文字以内で記入する。
- ・点検結果総括 : 点検結果の総括を 100 文字以内で記入する。
- ・詳細調査の必要性
: 詳細調査が必要であると判断される場合は「有」、必要ないと判断される場合は「無」と記入する。
- ・問題事象への対応
: 問題事象に対して対応済みである場合は「済」、未対応の場合は「未」、問題事象がない場合は「不要」と記入する。
- ・対応内容 : 問題事象への対応内容を 100 文字以内で記入する。

8. 1. 2 定期点検入力シート

点検により確認した損傷程度及び損傷の影響度評価を記入することとし、全ての部材番号について記入する。なお、本シートは径間毎に作成する。

なお、特に注意が必要な損傷については、「付録3」を参照すること。

記入要領は、下記のとおりとする。

- ・ 橋梁管理番号（＝施設番号）、橋梁名
：奈良県道路施設共有データベースシステムを確認し、入力する。
- ・ 調査年
：調査年を西暦で記入する。
- ・ 上部工構造形式
：奈良県道路施設共有データベースシステムを確認し、入力する。
- ・ 径間番号
：径間番号を記入する。
- ・ 桁材質
：桁材質を「鋼」、「RC」、「PC」の中から選択し、記入する。
- ・ 部材番号
：当該橋梁が有する部材区分と部材番号を記入する。部材番号の付番方法は、本要領（案）本文の「8. 記録」を参照すること。
- ・ 調査結果
：当該橋梁が有する部材の調査項目に該当する項目は白色、該当しない項目は灰色でセルを着色するとともに、該当する項目には評価結果（a～e）、該当しない項目には「－」を記入する。
- ・ 特に注意が必要な損傷
 - a) 応急対策（即時の交通規制）が必要な損傷：
明らかに耐荷性が低下し、通行車両の安全性が確保されていない損傷が発生しており、直ちに荷重制限や交通規制等の応急対策が必要と判断される損傷である場合に「1」を記入する。
 - b) 早急な対策が必要な損傷
耐荷性の低下が懸念される損傷が発生しており、早急に（近年中に）対策を実施する必要があると判断される損傷である場合に「1」を記入する。
 - c) 現時点で有効な対策が確立されていない損傷
現時点で有効な補修・補強工法が確立されておらず、一般的な対策を実施しても将来にわたって安全性を確保することが保証できない損傷が発生しており、将来供用限界に達する直前に架替えざるを得ないと考えられる損傷である場合に「1」を記入する。
（例：アルカリ骨材反応により鉄筋が破断した橋脚 など）
- ・ 損傷の影響度評価：本要領の「6. 性能の推定」に従って評価した損傷の影響度評価結果を、行単位（部材番号単位）に記入する。
- ・ 備考
：目視ができなかった場合や、損傷の評価を行ううえでの制約条件等を 20 文字以内で記入する。
- ・ その他特筆事項
：調査項目以外の損傷が発生している場合は、その概要を 400 文字以内で記入する。

8. 1. 3 部材番号図

本要領（案）に規定する部材番号図を作成する。なお、部材番号図は、径間毎に作成することを原則とする。

記入要領は、下記のとおりとする。

- ・ 橋梁管理番号（＝施設番号）、橋梁名、路線名、所在地
： 奈良県道路施設共有データベースシステムを確認し、入力する。
- ・ 図番
： 部材番号図と対応した番号を1 から順に記入する。
- ・ 径間番号
： 部材番号図に対応した径間番号を記入する。
- ・ 部材名称
： 部材番号図に対応した部材名（主桁、床版など）を記入する。

8. 1. 4 損傷図

点検により確認された損傷の箇所や程度（範囲）、対応する写真番号などを損傷図として整理する。また、損傷程度の評価区分を「a」と判断した軽微な損傷や、調査項目以外の損傷についても損傷図に記録する。なお、損傷図は、径間毎に作成することを原則とする。

記入要領は、下記のとおりとする。

- ・ 橋梁管理番号（＝施設番号）、橋梁名、路線名、所在地
： 奈良県道路施設共有データベースシステムを確認し、入力する。
- ・ 図番
： 損傷図と対応した番号を1 から順に記入する。
- ・ 径間番号
： 損傷図に対応した径間番号を記入する。

8. 1. 5 損傷写真帳

点検により確認された損傷の写真を整理する。また、損傷程度の評価区分を「a」と判断した軽微な損傷や、調査項目以外の損傷についても、その写真を損傷写真帳にとりまとめる。なお、損傷写真帳は、径間毎に作成することを原則とする。

記入要領は、下記のとおりとする。

- ・ 橋梁管理番号（＝施設番号）、橋梁名、路線名、所在地
： 奈良県道路施設共有データベースシステムを確認し、入力する。
- ・ 写真番号
： 写真に対応した番号を1から順に記入する。
- ・ 径間番号
： 写真に対応した径間番号を記入する。
- ・ 部材名称
： 写真に対応した部材名（主桁、床版など）を記入する。
- ・ 部材番号
： 写真に対応した部材番号を記入する。
- ・ 損傷の種類
： 写真に対応した損傷の種類を記入する。
- ・ 評価区分
： 写真に対応した損傷程度の評価区分記号（a～e）を記入する。
- ・ メモ
： 損傷程度の評価の根拠となる性状、損傷の規模、想定される損傷の要因等を記入する（自由記入）。なお、損傷の種類が「ひびわれ」の場合には、パターン番号を必ず記入する。

なお、損傷写真帳には可能な限り下記の写真も整理することとする。

- ・ 橋梁の全景写真（路面、側面、桁下面等）
- ・ 橋歴板
- ・ 塗装歴
- ・ 親柱 等

8. 1. 6 様式 4

本要領（案）に基づく道路橋毎の健全性の診断の区分、部材別の健全性の診断の区分、部材別の性能の推定を記録する。

記入要領は、下記のとおりとする。

- ・ 橋梁名、路線名、所在地、施設 ID、国交省作業用番号、管理者名、路下条件、代替路の有無、
 自専道 or 一般道、緊急輸送道路、占用物件、架設年度、橋長、幅員、橋梁形式
 : 奈良県道路施設共有データベースシステムを確認し、入力する。
- ・ 奈良県橋梁定期点検要領（案）に基づく健全性の診断
 : 道路橋毎の健全性の診断区分（Ⅰ、Ⅱb、Ⅱa、Ⅲ、Ⅳ）を記入する。
- ・ 部材別の健全性の診断
 : 部材別の健全性の診断区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）を記入する。
- ・ 部材別の性能の推定
 : 部材別の性能の推定の区分（A、B、C）を記入する。
- ・ 点検手法 : 主な点検手法を最大 2 つまで記入する。
- ・ 新技術の活用状況 : 活用の有無、検討の有無を記入する。

8. 2 技術的助言が規定する様式

技術的助言に示される記録様式（様式 1、様式 2、様式 3）を作成する。作成方法は技術的助言の各様式の記録の手引きを参照すること。

9. 新技術の活用

定期点検の実施にあたっては、その効率化、コスト縮減を図るため、新技術の活用を検討する。原則として、活用する新技術は、国土交通省道路局がとりまとめた「点検支援技術性能カタログ」の時点最新版に掲載されたものとする。

各道路橋に対し、新技術が適用できる条件を整理し、当該条件下で適用可能性のある新技術をカタログから抽出した上で、性能の確認やコスト縮減効果の検討を行い、適用の可否を判断する。